

◎新潟県告示第564号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づきまさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	655トン

3 まだら本州日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まだら漁業	試行水準

4 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ぶり漁業	試行水準